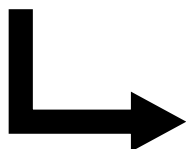


## 所得額合計の目安の確認について

扶養親族等の人数	1人	2人	3人	4人
所得額合計(円)	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000



所得額の目安は、給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄や、確定申告書の「所得合計」欄で確認できます。

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

(受給者番号)

住所又は居所

(役職名)

氏名 (フリガナ)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	円	0	0	0

控除対象配偶者の有無等

配偶者特別控除の額

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)

16歳未満児童の数

障害者の数 (本人を除く)

非居住者である親族の数

特別 其他

有 従有

社会保険料等の金額

生命保険料の控除額

地震保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額

円 0 円 0 円 0

### 就学援助認定の世帯例ー 4人家族

#### 【家族構成】

父、母、子(14歳)、子(11歳)

#### 【収入額】

父 給与収入 350万円 (扶養親族 2人)

母 給与収入 100万円

所得とは、収入から経費を差し引いた金額です。

例えば、左の認定世帯の場合、

父の給与収入が350万円なので

給与所得控除後の金額は227万円になります。

母の給与収入が100万円なので

給与所得控除後の金額は35万円になります。

世帯の所得額の合計は

$227万円 + 35万円 = 262万円$ で、

扶養が2人の時の目安の所得額合計268万円より

少ないため、認定世帯となります。

認定になるか迷ったら、申請してみましょう！

